

職首発 0330 第 6 号
職農発 0330 第 17 号
平成 23 年 3 月 30 日

各都道府県労働局職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
首席職業指導官
農山村雇用対策室長

東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その 3）
～被災者用求人確保等～

東北地方太平洋沖地震被災者の雇入れに積極的な求人確保については、既に平成 23 年 3 月 25 日付け職首発 0325 第 1 号「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介について（その 1）」別添の「東北地方太平洋沖地震被災者に係る職業紹介の留意事項」（以下「通知その 1」という。）の 3 によってお示ししているところであるが、就職活動を行う被災求職者の数が増加しつつある中で、該当求人についてはその絶対量が不足している状況にある。このため、該当求人の積極的な確保について強化を図る必要がある。

このため、震災関係の求人の取扱いに係る留意事項をお示しするので、特段の御配慮をお願いする。

あわせて、被災求職者の職業紹介を行う際のハローワークシステム等の活用上の留意事項についてもお示しするので、遺漏のないようお願いする。

記

1. 被災者の雇入れに積極的な求人確保

(1) 確保する求人の内容

被災地及び被災地以外の安定所においては、次の条件に合致する求人を積極的に確保する。

- ① 住宅が附帯する求人（社宅・寮付き求人、住込可能求人）
- ② 求人者が求職者の住宅確保のために、不動産業者の紹介、入居保証人の確保、入居初期費用の貸与等の一定の支援を行う意向のある求人
- ③ その他求人者が被災求職者の雇入れに一定の配慮を行う意向のある求人
- ④ その他被災求職者のニーズに適合する求人（その具体的な内容は、被災求職者に対する出張相談等の中で把握され次第、当職あて報告いただく

き、これを全国の安定所に伝達する予定)

(2) 求人確保の方法

ア 被災地及び被災地以外の安定所においては、上記(1)の条件に合致する求人を、次の方法によって確保する。

- ① 求人者に対し、被災求職者を積極的に雇い入れることについて、依頼文の庁内掲示、ビラの配布、ホームページ等各種広報媒体への掲載、事業主に対する求人説明会や各種集団指導の場面における周知、関係団体等の広報媒体への掲載依頼等、あらゆる手法により周知依頼を行う(別添参考)。なお、厚生労働省ホームページにおいても既に周知文の掲載を行っている。
- ② 求人受理窓口において、上記(1)の条件に合致する求人の申込みがあった場合、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。
- ③ 特別に行う求人開拓、又は日常的に実施している求人開拓において、特に上記(1)の条件に合致する求人確保できると見込まれる業種等への開拓を優先的に行い、上記(1)の条件に合致する求人の開拓ができた場合、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。
- ④ 既に申し込まれている求人の中で、上記(1)の条件に合致する求人については、改めて求人者に連絡をとり、被災求職者を積極的に雇い入れるよう求人者に働きかける。

イ なお、アの取組みによって確保された、被災求職者の雇入れに前向きな求人については、通知その1の3(1)に基づいてその求人条件等を確認するとともに、3(2)によって、公開区分欄1にコード番号「Z79(東北地方太平洋沖地震被災者用)」を入力することとされていることに留意する。

ウ さらに、主として被災地域のハローワークにおいて、ハローワークシステムの求人情報提供端末の「特化求人検索項目」により、全国で確保された被災求職者の雇入れに前向きな求人を検索できるようにするため、今後は、公開区分欄1に「Z79」を入力するほか、識別欄1にも「Z79」を入力することとする。

また、被災地域を始め被災求職者の利用が一定数あるハローワークにおいては、求人情報提供端末画面上で「特化求人検索項目」のひとつとして「震災被災者対象求人」のボタンを設定する。

また、3月30日以前に申し込まれた求人であって、被災求職者の雇入れに前向きな求人であることが確認されたものについては、公開区分欄1及び識別欄1におけるこれらのコード番号の入力状況を再確認し、入力されていない場合は、追ってこれらのコード番号を入力する。

エ なお、現在、震災被災者対象求人としてコード番号の入力が行われている求人には、「震災被災者の応募可」と記載されているものもあるが、そもそも震災被災者であることをもって応募不可とすることがあつては

ならず、そのような応募条件を解除したものであるかの誤解を生じかねないものであるため、避けること。また、(1)アの①から④のいずれにも該当せず、特に震災被災者に対して何らかの配慮を行う意向のないものについては、震災被災者対象求人には該当しないので留意すること。

2. 震災関係求人の取扱いの留意事項

(1) 出稼ぎ求人の取扱い

出稼ぎ求人とは、1ヶ月以上1年未満居住地を離れて他に雇用されて就労し、その就労期間経過後は居住地に帰る求職者を雇い入れようとする求人であるが、ハローワークシステムにおいては、求人申込書の職員記入欄の「求人区分1」欄に「4（出稼ぎ求人）」と入力した上で、求人申込書附票を入力することによって、これを取り扱うものとする。

ただし、ハローワークシステムが未導入のハローワークにおいて震災関係の出稼ぎ求人を受理した場合は、当分の間は、従来どおり、紙媒体等により求人票を出稼労働者送出地の安定所に送付することによって求人連絡を行うこととなることに留意する。

(2) 被災地復興に係る求人等

今後被災地の復興に係る建設・土木関係等の求人が申し込まれた場合は、その統計的なデータを把握する必要があることから、公開区分欄2及び識別欄2にコード番号「Z78」を入力するものとする。

なお、被災求職者の雇入れに積極的である求人であり、かつ被災地の復興に係る求人については、公開区分欄1・識別欄1への「Z79」と、公開区分欄2・識別欄2への「Z78」の両方を入力することとなる。

※ 震災関係の求人関係コードを整理すると次のようになる。

公開区分1 識別欄1	Z79	東北地方太平洋沖地震被災者用
公開区分2 識別欄2	Z78	東北地方太平洋沖地震復興関係

(注：総合的雇用情報システムでは、「識別欄」を「予備欄」に読み替えるとともに、コード番号はZを除いた2桁の数字を用いる。)

3. 被災求職者の取扱いの留意事項

(1) 遠隔地への就職を希望する者に係るコード番号の設定

被災求職者のハローワークシステムにおける求職関係コードについては、通知その1の2(1)によってお示ししているところであるが、求職検索、職業紹介を行うに当たって、出稼ぎ希望を含め、住居移転を伴うような遠隔地への就職を希望する者（広域就職希望者）を効率的に把握することが

必要であることから、これに該当する求職者については、特別区分欄1と識別欄1へ「Z59」のコード番号を入力する。

なお、従来より設定されていた、特定求職者区分の「24」の「広域就職適格者」は、雇用保険法第25条の広域延長給付の対象となる雇用保険受給資格者が入力対象となるものであり、現時点では対象者がいないことに留意する。

このため、被災求職者であって、遠隔地への就職を希望する者については、特定求職者区分の「64」又は「65」と、この特別区分1欄の「Z59」を組み合わせることによって就職検索が可能となる。

なお、このコード番号を設定した3月30日以前に申し込まれた求職者であって、住居移転を伴うような遠隔地への就職を希望する者であることが後日確認された者について、確認された段階で、追ってこのコード番号の入力を行う。

また、就職検索を行う場合においては、3月30日以前に申し込まれた求職者については、このコード番号の入力が確実に行われていない場合があるので、就職データの「希望勤務地」欄や「条件・その他の希望」欄等の内容の確認を要することに留意すること。

※ 震災関係の求職者関係コードを整理すると次のようになる。

特定求職者区分	64	東北地方太平洋沖地震被災者(65以外の者)
特定求職者区分	65	東北地方太平洋沖地震被災者(住居を失った者)
特定求職者区分	24	広域就職適格者(雇用保険広域延長給付該当者)
特別区分1 識別欄1	Z59	広域就職希望者(出稼ぎ希望者を含む)

(注：総合的雇用情報システムでは、「識別欄」を「予備欄」に読み替えるとともに、Zの付されたコード番号は、これを除いた2桁の数字を用いる。)

(2) 「実質的に震災の被災者として就職が困難な状態になっている者」の範囲

通知その1の1においては、「実質的に震災の被災者として就職が困難な状態になっている者」については、「被災者である求職者」に準じて取り扱うものとしているところであるが、

- ・計画停電による影響により、事業所の業績が悪化し、解雇された者
 - ・物流等が停止したために、事業所の業績が悪化し、解雇された者
 - ・被災地の取引先の倒産により、事業所の業績が悪化し、解雇された者
- 等地震の直接的な影響を受けた者でない者は含まれず、一般求職者として取り扱うこととなることに留意する。

事業主の皆さまへ

ハローワークでは、事業主の皆さまに、震災被災者の方々の積極的な雇入れをお願いしています。

東北地方太平洋沖地震により、多くの方々が仕事を失い、生活再建のために新たな就職先を探しています。住居も失くして、社宅・寮付きの仕事や住込み可能な仕事を希望される方も多い状況です。

ハローワークでは、全国の事業主の皆さまに、こうした方々の積極的な雇入れをお願いしています。

- ・被災者を優先的に雇いたい
- ・被災者向けの社宅・寮などの住居付きの求人を申し込みたい

などの「震災被災者対象求人」のお申し込みを受け付けています。

〇〇労働局・ハローワーク〇〇

(住所)

(電話番号)

